

令和 2 年
第 2 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 28 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番 松永 正美
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人） 5 番 宮原 耕一

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 10 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 11 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 12 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 15 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 議案第 16 号 令和 2 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 12 南九州市男女共同参画審議会委員の推薦について

- 日程第 13 令和元年分農地の賃借料情報について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成, 西野 政則, 内門 照人, 中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。宮原耕一委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 2 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 110 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める

委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、12番 宮原俊郎 委員、13番 徳永 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画、並びに議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

農地法第18条第6項による通知事案ですが、2件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの2件となっております。

地目の内訳は畑の35筆の64,315 m²で、地域別では潁娃が2件です。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が、47件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの5件、借人主導によるもの41件となっております。

地目の内訳は田が37筆、畑が50筆の102,479 m²で、地域別では潁娃30件、知覧10件、川辺7件です。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は18頁から22頁で、今回は、新規認定2件、再認定11件であります。

一覧表は19頁、新規認定個別表は、20頁になります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶1,150aの経営を行っていますが、優良品種への改植などにより経費節減に努め、経営の安定・所得の向上に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋、制度資金の活用により農業機械の更新を行う考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さん親子です。現在、イチゴの経営を行っていますが、品質向上や優良品種への転換により、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、肥培管理を徹底するとともに、制度資金の活用により農業機械の更新を行う考えです。

なお、再認定、11件の個別表は、資料の21頁と22頁になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第10号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。資料は24頁からで、颯娃町〇〇〇〇番地の有限会社〇〇〇〇の案件です。

法人の事業内容としましては、荒茶製造販売等で、会社設立は平成5年1

月、構成員は2人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が112,923㎡になります。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第10号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第10号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第6 議案第11号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず、大隣委員をお願いします。

大隣委員 審議番号1番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑の549㎡で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

申請地は、昨年４月に農振除外申請が提出され現地調査をいたしました。しかしながら土地所有者が農地法第３条により取得してから数か月での転用目的の農振除外申請であり、また作付け等も行っていなかったことから取り下げとなった案件です。

今回、取得から１年が経過し一作も終えたことから再度申請書が提出されたところです。また、申請地は農用地域内ですが昨年４月時点で譲渡人が宅地造成的な行為を行っていた経緯もあり関係機関から厳重指導があり原形復旧もしておりました。現地調査の最後では申請人からの強いお願いもあったところです。

議 長 次に、粟ヶ窪委員お願いします。

粟ヶ窪委員 審議番号２番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑の 171 ㎡で、〇〇〇自治会の北側付近に位置します。

申請地の前所有者が申請地に製茶工場を建築したが、手狭だったため平成２年と平成８年に規模拡大により増築後、申請人が購入したとのことです。現在は農業用倉庫として利用していますが、増築部分が申請地に入り込んで建てていたとのことで、今回、農業用施設用地への用途区分の変更を行うものです。

なお、この土地については、非農地証明願で申請されていますので後ほど説明いたします。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、番号２番については永山委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 11 号 農業振興地域整備変更計画書のうち、番号 2 番を除く案件について、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号 農業振興地域整備変更計画書のうち、番号 2 番を除く案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、永山委員の退室を求めます。

(永山 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。永山委員の入室を許可いたします。

(永山委員 入室)

議 長 永山委員に報告いたします。議案第 11 号 農業振興地域整備変更計画書のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定さ

れました。

議 長 次に、日程第7 議案第12号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

37 ㊦からになります。今回の申請は、所有権移転8件になります。

所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、畑が12筆で9,102㎡となっています。

理由は、1番・2番・5番・8番が相手方の要望、3番・4番・7番が規模拡大、6番が伯父より受贈による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、10aあたり91,000円から539,000円で売買される予定です。

地域別では、潁娃1件、知覧5件、川辺2件でございます。

また、法第3条第2項各号の判断については、38～41 ㊦の調査書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第12号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第8 議案第13号 農地法第5条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転5件の御報告をお願いします。まず栗ヶ窪委員をお願いします。

栗ヶ窪委員 審議番号1番です。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地〇、畑の713㎡で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
なお、面積が500㎡を超過しているが、西側ののり面部控除面積(323㎡)を求積した図面が添付されています。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員をお願いします。

大隣委員 審議番号2番です。
譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑の23㎡で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、隣接する宅地と合わせて、一般住宅を建築しようとするものです。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、松村委員をお願いします。

松村委員 審議番号3番です。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の81㎡で、〇〇〇に隣接し〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、申請地を譲り受けて、クヌギを植林しようとするものです。
なお、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、地元在住の申請人へ贈与したいとのことです。

審議番号4番です。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑の 1,371 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、売電により生計を立てるため、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

また、雨水対策は十分注意して欲しいとお願いをしてきました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、東 委員お願いします。

東 委員 審議番号 5 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の 796 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、農家住宅と農業用倉庫を建築しようとするものです。

なお、代替地の検討をしたが他に適地が見つからなかったとのこと。

また、農振除外については、今年の 10 月の総会で審議済であります。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5 条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号 1 番です。

立地基準ですが、300m以内に〇〇〇の施設があるため、「第 3 種農地」の「300m以内農地」と判断されます。

なお、のり面部分控除面積について委員より説明があったところですが、高さが約 3.5mありセットバックラインとして 7 m必要ですが図面ではそれ以上の約 10m控えることになっており、セットバックラインが 7 mの位置でも控除面積約 237 m²で住宅敷地面は 500 m²以下となりクリアとなります。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号 2 番 3 番 4 番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、4番は太陽光発電設備に係る設備認定申請書が添付されております。

審議番号5番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、農振除外に伴い土地改良区からの意見書が提出されます。

なお、農振除外が2月26日付けで認可になりましたので来月の県常設審議委員会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号 農地法第5条申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第13号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について説明いたします。

61 畝からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は岡山県総社市の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 他2件の申し入れです。

地目の内訳は畑が4筆の 5,173 m²であります。

理由は規模拡大による取得が 1 件、姉からの受贈が 1 件、知人からの受贈が 1 件となっております。

申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 310, 000 円で売買される予定です。地域別では、知覧2件、川辺1件、合計3件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります、63 畝からになります。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 169 件になります。

設定面積は、田が 21 筆で 17,814 m²、畑が 181 筆で 211,028 m²の合計 202 筆の 228,842 m²になります。地域別では、颯娃 71 件、知覧 59 件、川辺 37 件、合計 167 件となっております。

次に、「貸借利用権」の転貸であります、83 畝からになります。

利用権を転貸する者は、南九州市農業公社（ミナミキュウシュウシノウギョウコウシャ）、設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇 さんほか 1 件になります。

田が 9 筆で 7,795 m²となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります 85 畝からになります。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇 さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の(有)〇〇〇〇、他 7 件になります。

設定面積は、田が4筆で 5,083 m²、畑が 100 筆で 178,207 m²の合計 104 筆の 183,290 m²になります。地域別では、颯娃4件、知覧1件、川辺3件、合計8件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号 3 番については大隣委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の番号 3 番を除く案件と賃貸借利用権の設定、賃貸借利用権の転貸及び使用貸借利用権の設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の番号 3 番を除く案件と賃貸借利用権の設定、賃貸借利用権の転貸及び使用貸借利用権の設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 14 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、大隣委員の退室を求めます。

(大隣 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、所有権移転の番号 3 番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。大隣委員の入室を許可いたします。

(大隣委員 入室)

議 長 大隣委員に報告いたします。議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 15 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号 1 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇 外 1 筆、畑の 6,557 m²で、〇〇〇〇自治会の南東付近に位置します。
申請地は、キシミ等が植林され、放置されてから 10 年以上が経過し、現在原野の状態に至っており、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

議 長 次に、粟ヶ窪委員お願いします。

粟ヶ窪委員 審議番号 2 番です。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑の 5,298 m²で、〇〇〇自治会の北側付近に位置します。
申請地は傾斜地で、礫地、出水のため、耕作に不便をきたし、生産性も低く、平成 22 年 2 月頃から経営規模を縮小することとなったため、やむを得ず耕作を放棄し、現在まで原野の状態に至っており、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

審議番号 3 番です。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇、畑の 171 m²で、〇〇〇自治会の北側付近に位置します。
申請地は、申請人の父が平成 2 年・平成 8 年に茶工場の増築工事の際、誤って申請地に跨って建築し、現在は農業用倉庫として利用に至っており、現地調査の結果、周辺の状況からして復元は難しいと判断しました。
なお、以前の売買により現在は〇〇〇〇さんの所有地であり、地目変更後に名義変更を行うとのことです。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番 2 番は、非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準、第 5 条第 2 項（ウ），3 番は同じく第 5 条第 2 項（ア）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 15 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 11 議案第 16 号 令和 2 年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 令和 2 年度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。議案書は 106 ページになります。

これにつきましては、去る 1 月 24 日知覧庁舎において、「南九州市農作業標準協議会」が開催され、審議されました。

協議会の委員は 3 地区の農作業受託者、委託者、農業委員の代表と農業公社職員の 12 名で構成されており、8 名の出席で協議をいたしました。

協議の結果としまして、まず一般農作業賃金についてですが、一般農作業賃金につきましては、県の最低賃金単価が令和元年 10 月 3 日付けで、1 時間当たり 761 円から 790 円に改正されました。8 時間を掛けますと 6,320 円

になり、現行の 6,100 円では下回ってしまいますので、300 円値上げして 6,400 円としております。併せて、山林作業も 300 円値上げして、7,400 円としております。

次に受託作業料金ですが、平成 26 年度の値上げ以降、受託料金を据え置いてまいりましたが、平成 31 年度は 540 円の値上げをしたところです。

従いまして、令和 2 年度は、平成 31 年度と同額に据え置くことにしました。

以上が、協議会での決定事項であります。

本日の会議でご承認をいただきましたら、3 月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。

よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 16 号 令和 2 年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 16 号については、原案どおり承認することとし、4 月 1 日から適用することに決定いたします。

議 長 引き続きまして、日程第 12 農業委員会の南九州市男女共同参画審議会委員の推薦についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料の 108 頁になります。
添付資料のとおり、企画課より南九州市男女共同参画審議会の委員推薦依頼がありました。
この委員は、平成 30 年度と令和元年度の 2 年間、朽木委員にお願いをしていたところですが、今年の 3 月 31 日をもって任期満了となります。
このことから、先般、会長・職務代理・事務局で協議し、新たに外菌順子委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願いいたします。

なお、外菌委員からは、皆様からの御承認が得られれば引き受けて下さるとの承諾を得ております。

よろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました男女共同参画審議会委員の推薦については、外菌委員を推薦したいとのことですが委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
農業委員会の男女共同参画審議会委員の推薦については、事務局の提案どおり、外菌委員を推薦するということによろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、日程 12 については、原案どおり男女共同参画審議会委員に外菌委員を推薦する旨、決定いたします。

議 長 ここでしばらく休憩します。

午後 3 時 05 分休憩

午後 3 時 15 分開議

議 長 再開します。

議 長 引き続きまして、日程第 13 令和元年分農地の賃借料情報についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、令和元年分農地の賃借料情報について御説明申し上げます。
資料は別紙になります。

「農地の賃借料情報」については、平成 21 年度まで策定していました標準小作料制度が廃止されたことに伴い、年 1 回、直近の小作料情報をホームページ等でお知らせしないといけないことになっております。

今回は平成 31 年 1 月から令和元年 12 月にかけての、農地法や農業経営基盤強化促進法により締結された契約に基づきその結果を掲載しております。

す。

表記の区分は、「田の部」と「畑の部」に分け、更に穎娃，知覧，川辺の地区ごとに平均額，最高額，最低額，データ数を載せてあります。データ数は集計に用いた筆数であります。

この情報は，３月に配布します「農業委員会だより」にも掲載する予定としております。

最後にページに，農地の賃借料情報の推移として，令和元年と平成 30 年の比較を掲載してありますのでお目通しください。

以上で，説明を終わります。

議長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問，御意見はございませんか。

推進委員 畑の部ですが，茶畑を含めてこの賃借料ですか。

事務局長 茶畑は今回のこの表には入っていません。あわせて報告しますが，昨年度までの集計では，茶畑やハウスが入っていたので，今回の集計にあたりましては茶畑やハウスは除外しています。

今市委員 川辺地区の畑の部の最高額 60,000 円とありますが，ごく一部の畑だと思います。これはどういう内容ですか。

事務局長 川辺の 60,000 円については，航空写真で確認したところ，たばこの畑のようでしたので集計に入れました。

60,000 円を抜けば，当然平均は下がりますが，正式に賃貸借契約されていますので，これは特別高いから，これだけを集計から抜くというわけにはいかないです。

議長 他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がございませんが，これについてもあくまでも報告事項でございますので，御了承願いたいと思います。この情報については，３月に配布される「農業委員会だより」に掲載予定であり，また，市のホームページでも公開されますので，農家指導の参考にしてください。

議長 次に，日程第 14 その他でございますが，委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

事務局長 前回の臨時総会において、太陽光発電設備設置による市への固定資産税額はどのようにになっているか教えて欲しいという質問がありましたので、報告致します。税務課からの資料提供によりますと、令和2年2月1日現在で太陽光発電設備設置により課税地目が農地から雑種地に変った筆数・面積は、潁娃地域が148筆・18.4ha、知覧地域が83筆・8.3ha、川辺地域が88筆・7.0ha、合計の319筆・33.7haとなっています。内訳は、田が51筆・3.3ha、畑が268筆・30.4haとなっています。

固定資産評価額は、面積・形状によって差はありますが、平均しますと農地を1とした場合、宅地は10倍、雑種地は宅地の3割～5割ということでした。農地から太陽光発電設備設置により課税地目が雑種地に変ったことにより、固定資産評価額は16倍となり、市に入ってくる固定資産税相当額も210万円程度増えているとのことでした。

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時35分